

令和6年度森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」
対象森林率調査（現地調査業務）（中部ブロック）仕様書

1 件名

令和6年度森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査（現地調査業務）（中部ブロック）

2 事業目的

我が国は、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、2030年度に約38百万t-CO₂の森林吸収量を確保する目標を掲げている。森林吸収量の計上対象となる森林は、「森林経営」が行われている森林に限定されており、育成林については、森林を適切な状態に保つために1990年以降に森林施業が行われた森林が該当する。

本業務は、育成林のうち、「森林経営」が行われている森林の割合（以下「FM率」という。）を現地調査により把握することを主な目的とする。

3 調査対象箇所

調査対象箇所数184点（うち現地調査114点、机上調査70点）で、具体的な調査箇所の所在市町村は別紙1（私有林）及び別紙2（国有林）のとおりとする。

ただし、調査対象箇所数については、後述の「4 事業内容（1）」の結果、森林所有者の承諾が得られない場合やその他の事情により調査に支障がある場合は、林野庁担当者と協議の上、変更があり得るものとする。

調査対象箇所の詳細な位置情報は、林野庁から別途提供する（新規調査箇所は紙図面（一部GISデータあり）、再調査箇所はGISデータ（一部紙データあり））。現地調査における位置精度を維持するため、受託者は調査箇所ごとに、これらの情報から小班界と等高線等が入った地図データを準備し、調査機材にインストールして現地調査の際に使用することが望ましい。

4 事業内容

事業内容は以下の（1）から（5）に記載のとおりとする。

なお、事業の実施においては、林野庁担当者のほか、別途林野庁が発注を予定している令和6年度森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査（指導取りまとめ業務）受託者（以下「指導取りまとめ事業者」という。）と十分に打合せ等を行い、受けた指導・助言に基づき調査結果の精度を確保する。

（1）森林所有者への通知、承諾の取得

私有林の現地調査に当たっては、林野庁より別途提供する森林所有者情報及び過年度業務において取得した承諾の意志を示した文書（以下「回答書」という。）により調査箇所の承諾の有無を確認すること。

森林所有者情報があり、かつ、回答書が確認できる場合は、あらかじめ森林所有者に対して調査実施に関する事前通知並びに近年の施業実施状況及び今後の施業実施の意向に関するアンケートを送付し、調査承諾を得るとともにアンケート結果の集計を行うこと。事前通知の結果、譲渡・相続等により森林所有者等が変更にな

っていることが判明した場合は、新たに森林所有者の把握、許諾等の手続きを行うこと。森林所有者の把握に当たっては、必要に応じて登記情報等を確認する。

なお、森林所有者の許諾取得及び近年の施業実施状況等の確認は原則として文書により行うこと。特に、調査対象箇所が分収造林地等森林所有者と森林の土地の所有者が一致しない場合は、森林の土地の所有者と森林所有者双方の許諾が必要となることに留意すること。

また、都道府県有林、市町村有林、国有林等において必要がある場合には、改めて入林許可を得るほか、必要に応じて林道通行許可を取得すること。

森林所有者へ送付する事前通知及び回答書等の様式については、林野庁より別途提示する。

許諾及び入林許可等については事前に取得することとし、許諾及び必要な入林許可等を得ずに現地調査を先行して実施してはならない。また、現地調査の際には、許諾及び入林許可等の写しを携行すること。

(2) 民有林に関する調査

ア 現地調査の実施

調査対象箇所における森林施業の実施状況が適切に把握できるよう、施業痕跡、Ry（収量比数）等に関する調査^{*}を実施する（「森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査現地調査マニュアル」（以下「調査マニュアル」という。）を参照のこと。）。

※主な調査内容は次のとおり（詳細は調査マニュアル参照のこと。）

- ①1990年以降の施業痕跡の状況確認（施業の有無、確認された施業種、施業痕跡の実施時期、伐根の腐朽度・年輪の計測（年輪断面が腐朽しているなど、明確な計測が困難であるような場合には、鋸等で伐採断面を切断しなおして新たに断面を作って計測する。））
 - ②現況把握（地形、林内環境、植栽木の状況）
 - ③標準地調査（水平投影面積0.04haの円形プロットを対象小班内に1か所設置し、プロット内立木について、樹種、本数（区画別）、胸高直径（標準木20本）、樹高（標準木20本）を調査する。）
 - ④写真撮影（林相、伐根の状況を含む施業痕跡、プロット、駐車地点、所有者報告用）
 - ⑤到達経路の記録（現地でGPSにより記録（shape形式（ポイントデータ）））
- なお、①で痕跡が確認できなかった場合は、③を省略することができる。

イ 調査結果の提出

アの調査結果については、現地調査野帳のPDFデータ・Excelデータ、写真データ、GPSログデータ等の形で整理、指導取りまとめ事業者からの指示に基づき提出すること。調査結果の指導取りまとめ事業者への提出は、現地調査が終了した分から順次行うこととし、調査対象箇所数の7割に相当する調査結果を令和6年11月1日までに提出することとする（履行が困難と見込まれる場合は、指導取りまとめ事業者及び林野庁担当者へあらかじめ報告すること）。全調査対象箇所の調査結果の提出は令和6年11月15日（厳守）までに行うこととする（外的要因等やむを得ない理由により当該期日までの提出が困難と見込まれる場合は、事前

に指導取りまとめ事業者に相談の上、林野庁担当者に書面をもって報告し了解を得ること）。

なお、調査結果の提出後、指導取りまとめ事業者による確認の結果、再調査等の指示があった場合はこれに従うこと。

(3) 国有林に関する調査

ア 施業履歴の収集と分析・現地調査の実施

調査対象箇所における森林施業の実施状況を適切に把握するため、小班ごとの施業履歴データ等を活用した机上調査を実施するとともに、調査結果の精度検証のため、施業痕跡、Ry等に関する現地調査を実施する（現地調査内容は、民有林に関する調査と同じ。詳細は調査マニュアルを参照のこと。）。この際、受託者は、机上調査で使用する「小班実行管理リスト（国有林の小班ごとに施業実績等を整理した一覧）」データを、林野庁経営企画課担当部署から借用すること。

なお、現地調査に当たっては、事前に所管する森林管理署等と調整を図るものとする。

イ 調査結果の提出

アの調査結果については、机上調査のとりまとめ結果、現地調査野帳のPDFデータ・Excelデータ、写真データ、GPSログデータ等の形で整理し、指導取りまとめ事業者からの指示に基づき提出すること。調査結果の指導取りまとめ事業者への提出は、現地調査が終了した分から順次行うこととし、調査対象箇所数の7割に相当する調査結果を令和6年11月1日までに提出することとする（履行が困難と見込まれる場合は、指導取りまとめ事業者及び林野庁担当者へあらかじめ報告すること。）。全調査対象箇所の調査結果の提出は令和6年11月15日（厳守）までに行うこととする（外的要因等やむを得ない理由により当該期日までの提出が困難と見込まれる場合は、事前に指導取りまとめ事業者に相談の上、林野庁担当者に書面をもって報告し了解を得ること）。

なお、調査結果の提出後、指導取りまとめ事業者による確認の結果、再調査等の指示があった場合は、これに従うこと。

(4) 調査の品質管理

本業務の実行体制としては、技術士（林業分野）又は林業技師の資格保持者（以下「資格保持者」という。）を1名以上配置することとし、森林・林業に関する調査の知識や経験が少ない者を調査員として従事させる場合は、資格保持者がOJT等の研修を実施し、調査に必要な技術や経験を習得させた上で、従事させること。また、調査結果の誤りを少なくするため、指導取りまとめ事業者へ調査結果を提出する前に、内部でのチェック体制を設けること。

調査の実施に当たっては、調査結果の品質及び精度を確保するため、必要に応じて、指導取りまとめ事業者が開催する講習会に調査員を参加させ、指導・助言を受けること（少なくとも本調査に従事した経験のない調査員は講習会に参加すること。）。なお、講習会等への参加経費は、本業務に含むものとする。

指導取りまとめ業務において、指導取りまとめ事業者に対し、全国の現地調査対象箇所のうち5%以上を抽出し、調査結果の現地検証及び同行調査を求めることとしている。このため、これに応じるとともに、指導取りまとめ事業者の指導・助言

は真摯に受け止め、調査の精度向上に努めること。

講習会、調査結果の現地検証及び同行調査（過年度実施を含む）により指導取りまとめ事業者から調査に必要な技術や経験の不足を指摘された者については、資格保持者がOJT等の研修を実施し、調査結果の品質を確保するために必要な技術や経験を習得させた上で、調査に従事させること。

調査に使用する機材は、以下の表に示した性能を満たすもの又は同等の性能を満たすものを調達し、指導取りまとめ事業者の確認を受けるとともに、機材の使用方法及び調査方法の指導を受けるなど、調査精度を高める取組を行うこと。なお、樹高計測器の使用に当たっては、測定精度を確認し、結果について品質登録カード（林野庁が定める様式）に記載し、現地調査実施前までに指導取りまとめ事業者へ提出すること。

表 調査機材

機材の種類（品名）	要求する性能等
GPS	・位置精度：3.0m 2D-RMS 程度 ・感度：トラッキング時 -165dBm、捕捉時 -148dBm 程度
PDA	・GPS 受信機との Bluetooth 接続が可能 ・ナビゲーションソフトが動作し、GPS 受信機により取得したログを記録できるもの
PDA用ナビゲーションソフト	・移動経路をシェープファイル（ポイント）として出力し保存可能なもの ・シェープファイル以外のデータを変換して、シェープファイルとする場合は、他に GPX ファイルデータも同時に提出すること
直径割巻尺	・1 mm 単位で計測可能なもの
樹高計測器	・超音波式で樹高、斜距離、水平距離が測定可能なもの（トランスポンダー（応答器）とセットで使用）

※GPS、PDA、PDA用ナビゲーションソフトは、一体型のGPSシステムを使用しても構わない。その場合、シェープファイル及びGPXファイルとして出力したデータを指導取りまとめ事業者へ提出すること。

（5）森林所有者への調査結果の通知

指導取りまとめ事業者からの指示に基づき、森林所有者へ調査結果を発送すること。また、（1）で事前通知したにもかかわらず、諸般の事由により調査できなかった箇所の森林所有者等に対して、調査できなかった旨の通知を発送すること。なお、事前通知の際に調査実施の許諾を得られなかった所有者に対しては、通知を発送する必要はない。

5 事業実施期間

委託契約締結日 ～ 令和7年1月31日

6 成果品

成果品について、令和7年1月31日までに下記のとおり納入すること。納入する電磁記録媒体資料は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイ

ルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等) を記載したラベルを添付して提出すること。

- (1) 納入物品
 - 調査報告書 2部
 - 電磁記録媒体資料 1部
 - ※電磁記録媒体資料の内容
 - ・調査報告書
 - ・調査箇所に関する情報及び森林所有者情報を更新した調査箇所一覧表
 - ・調査手続書類(回答書、施業実施状況等アンケート、入林許可書、林道通行許可書等。ID番号毎に整理すること)の写し
 - (3の(2)イ及び(3)イで指導取りまとめ事業者に提出した調査結果の掲載は不要とする。)
- (2) 納入場所
 - 林野庁森林整備部森林利用課 森林吸収源推進班
(調査報告書 1部 電磁記録媒体資料 1部)
 - 国有林野部経営企画課 経営計画班
(調査報告書 1部)

7 資料閲覧等

本業務の実施に参考となる下記資料については、林野庁HPにて閲覧することが可能である(https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/ondanka_zigyo.html)。

- ・過年度における本事業調査報告書
- ・調査マニュアル

8 その他

- (1) 受託者は業務の進行状況等を管理し、指導取りまとめ事業者に定期的に報告するほか、林野庁担当者及び指導取りまとめ事業者の求めに応じて随時報告を行うものとする。
- (2) 業務の目的を達成するため、林野庁担当者は業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこれに従うものとする。
- (3) 受託者は、業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官林野庁長官に承認を得るものとする。
- (5) 受託者は、支出負担行為担当官 林野庁長官の承認を受け、本事業を第三者に再委託する場合には、本業務を通じて知り得た事項の情報の取扱いに関して必要且つ適切な監督を行い、(3)の規定による受託者に対する義務を当該第三者に約さなければならない。
- (6) 本仕様書に明示されていない事項で、業務の目的を達成するために必要な作業が生じたときは、林野庁担当者と受託者が協議を行うものとする。
- (7) 受託者は、契約後、現地調査開始前に、現地調査における実施体制図及び安全管理体制図(緊急連絡先を明記)を林野庁担当者及び指導取りまとめ事業者に提出すること。なお、実施体制図には総括責任者、現地調査従事者及び調査結果取りまとめ責任者を記載すること。資格保持者については、その旨を実施体制図に記載し、

資格を証する書類を添付すること。

- (8) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細等の算定根拠書類を確認する。
- (9) 受託者は、本業務の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律 49 号）
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
 - ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）
 - ・森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- (10) 受託者は本業務の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。
- ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
 - イ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努めること。
 - ウ プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。
 - エ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
 - オ みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

※昨年度調査内容との変更点

1. 1990年以降の施業痕跡が確認できなかった調査箇所は、標準地調査を省略することができる。
(該当箇所：4 事業内容 (2) 民有林に関する調査 ア 現地調査の実施)
2. 森林所有者に対し、調査実施の事前通知を行う際、併せて近年の施業実施状況及び今後の施業実施の意向に関するアンケートを送付し集計する。
(該当箇所：4 事業内容 (1) 森林所有者への通知、許諾の取得)

別紙1 民有林調査箇所
 現地調査
 調査プロット

No.	調査ブロック	都道府県	森林計画区	市町村名
1	中部	16富山県	神通川	富山市
2	中部	17石川県	加賀	小松市
3	中部	18福井県	越前	丹生郡越前町
4	中部	18福井県	越前	福井市
5	中部	18福井県	越前	坂井市
6	中部	18福井県	越前	大野市
7	中部	18福井県	若狭	大飯郡おおい町
8	中部	18福井県	若狭	小浜市
9	中部	20長野県	千曲川下流	上水内郡信濃町
10	中部	20長野県	千曲川下流	上水内郡信濃町
11	中部	20長野県	千曲川下流	須坂市
12	中部	20長野県	千曲川下流	下水内郡栄村
13	中部	20長野県	千曲川下流	須坂市
14	中部	20長野県	千曲川下流	須坂市
15	中部	20長野県	千曲川下流	長野市
16	中部	20長野県	中部山岳	東筑摩郡朝日村
17	中部	20長野県	中部山岳	北安曇郡小谷村
18	中部	20長野県	中部山岳	大町市
19	中部	20長野県	中部山岳	大町市
20	中部	20長野県	千曲川上流	北佐久郡軽井沢町
21	中部	20長野県	千曲川上流	佐久市
22	中部	20長野県	千曲川上流	北佐久郡軽井沢町
23	中部	20長野県	千曲川上流	北佐久郡御代田町
24	中部	20長野県	千曲川上流	南佐久郡北相木村
25	中部	20長野県	伊那谷	下條村
26	中部	20長野県	伊那谷	上伊那郡中川村
27	中部	20長野県	伊那谷	伊那市
28	中部	20長野県	伊那谷	飯田市
29	中部	20長野県	伊那谷	下伊那郡阿智村
30	中部	20長野県	木曾谷	木曾郡南木曾町
31	中部	20長野県	木曾谷	木曾郡王滝村
32	中部	21岐阜県	宮・庄川	飛騨市
33	中部	21岐阜県	宮・庄川	高山市
34	中部	21岐阜県	宮・庄川	飛騨市
35	中部	21岐阜県	宮・庄川	飛騨市
36	中部	21岐阜県	宮・庄川	飛騨市
37	中部	21岐阜県	宮・庄川	飛騨市
38	中部	21岐阜県	宮・庄川	高山市
39	中部	21岐阜県	宮・庄川	高山市
40	中部	21岐阜県	宮・庄川	飛騨市
41	中部	21岐阜県	宮・庄川	高山市
42	中部	21岐阜県	宮・庄川	高山市
43	中部	21岐阜県	宮・庄川	高山市
44	中部	21岐阜県	宮・庄川	高山市
45	中部	21岐阜県	宮・庄川	飛騨市
46	中部	21岐阜県	宮・庄川	飛騨市
47	中部	21岐阜県	飛騨川	加茂郡白川町
48	中部	21岐阜県	飛騨川	下呂市
49	中部	21岐阜県	飛騨川	下呂市
50	中部	21岐阜県	飛騨川	下呂市
51	中部	21岐阜県	飛騨川	下呂市
52	中部	21岐阜県	飛騨川	下呂市
53	中部	21岐阜県	飛騨川	加茂郡白川町
54	中部	21岐阜県	飛騨川	下呂市
55	中部	21岐阜県	飛騨川	七宗町
56	中部	21岐阜県	長良川	山県市
57	中部	21岐阜県	長良川	郡上市
58	中部	21岐阜県	長良川	郡上市

No.	調査ブロック	都道府県	森林計画区	市町村名
59	中部	21岐阜県	長良川	郡上市
60	中部	21岐阜県	長良川	関市
61	中部	21岐阜県	長良川	郡上市
62	中部	21岐阜県	長良川	郡上市
63	中部	21岐阜県	長良川	郡上市
64	中部	21岐阜県	長良川	郡上市
65	中部	21岐阜県	長良川	郡上市
66	中部	21岐阜県	長良川	郡上市
67	中部	21岐阜県	長良川	関市
68	中部	21岐阜県	揖斐川	海津市
69	中部	21岐阜県	揖斐川	不破郡関ヶ原町
70	中部	21岐阜県	揖斐川	揖斐郡揖斐川町
71	中部	21岐阜県	揖斐川	揖斐郡揖斐川町
72	中部	21岐阜県	揖斐川	大垣市
73	中部	21岐阜県	揖斐川	揖斐郡揖斐川町
74	中部	21岐阜県	揖斐川	本巢市
75	中部	21岐阜県	木曾川	瑞浪市
76	中部	21岐阜県	木曾川	恵那市
77	中部	21岐阜県	木曾川	中津川市
78	中部	21岐阜県	木曾川	瑞浪市
79	中部	21岐阜県	木曾川	瑞浪市
80	中部	21岐阜県	木曾川	恵那市
81	中部	21岐阜県	木曾川	土岐市
82	中部	21岐阜県	木曾川	土岐市
83	中部	21岐阜県	木曾川	中津川市
84	中部	21岐阜県	木曾川	土岐市
85	中部	21岐阜県	木曾川	中津川市
86	中部	23愛知県	尾張西三河	豊田市
87	中部	23愛知県	尾張西三河	豊田市
88	中部	23愛知県	尾張西三河	豊田市
89	中部	23愛知県	尾張西三河	豊田市
90	中部	23愛知県	尾張西三河	豊田市
91	中部	23愛知県	尾張西三河	岡崎市
92	中部	23愛知県	尾張西三河	豊田市
93	中部	23愛知県	東三河	北設楽郡豊根村
94	中部	23愛知県	東三河	北設楽郡東栄町
95	中部	23愛知県	東三河	北設楽郡東栄町
96	中部	23愛知県	東三河	新城市
97	中部	23愛知県	東三河	新城市
98	中部	23愛知県	東三河	新城市
99	中部	23愛知県	東三河	新城市
100	中部	23愛知県	東三河	新城市
101	中部	23愛知県	東三河	新城市
102	中部	23愛知県	東三河	南設楽郡鳳来町
103	中部	23愛知県	東三河	新城市
104	中部	23愛知県	東三河	新城市

別紙2 国有林調査箇所
(ア)机上調査

ブロック	都道府県	計画区	調査箇所数	都道府県	計画区	調査箇所数
中部	16 富山		1	21 岐阜		44
		055_神通川	1		069_宮・庄川	32
	17 石川		1		070_飛騨川	7
		058_加賀	1		072_揖斐川	5
	18 福井		2	23 愛知		1
		060_若狭	2		079_東三河	1
	20 長野		21	合 計		70
		065_中部山岳	6			
		066_千曲川上流	1			
		067_伊那谷	8			
	068_木曽谷	6				

(イ)現地調査
調査プロット

No.	調査ブロック	都道府県	計画区名称	森林管理局	森林管理署
1	中部	20長野	中部山岳	中部	中信森林管理署
2	中部	20長野	千曲川上流	中部	東信森林管理署
3	中部	20長野	木曽谷	中部	木曽森林管理署
4	中部	20長野	木曽谷	中部	木曽森林管理署
5	中部	21岐阜	宮・庄川	中部	飛騨森林管理署
6	中部	21岐阜	宮・庄川	中部	飛騨森林管理署
7	中部	21岐阜	宮・庄川	中部	飛騨森林管理署
8	中部	21岐阜	宮・庄川	中部	飛騨森林管理署
9	中部	21岐阜	宮・庄川	中部	飛騨森林管理署
10	中部	21岐阜	揖斐川	中部	岐阜森林管理署